

南知多町有機農業推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 農業を取り巻く社会的情勢の変化により、燃油や化学肥料をはじめとする生産資材が高騰している。加えて、SDGs や環境の重要性が国内外で高まっており、持続的で再生可能な環境負荷の低い農業の在り方の1つとして有機農業を推進することを目的とする。南知多町補助金交付規則（以下「規則」という。）、に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 有機農産物 有機農産物の日本農林規格(平成12年農林水産省告示第59号。以下「有機JAS規格」という。)第3条に規定する有機農産物をいう。
- (2) 有機JAS認証 日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)第2条第3項に規定する登録認証機関(以下「登録認証機関」という。)が、有機JAS規格に適合した方法で農産物の生産を行っている農業者に対し、その者が生産する農産物について有機農産物であることの表示を認めることをいう。
- (3) 有機JAS講習会 有機農産物及び有機飼料(調整又は選別の工程のみを経たものに限る。)についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準(平成17年農林水産省告示第1830号)の三の2の(1)に規定する認証機関の指定する講習会をいう。

(事業の内容)

第3条 事業の実施に関して必要な事項は、次の各号までに掲げる事業ごとに、それぞれの別記で定めるものとする。

- (1) 有機JAS認証取得支援事業(別記1)
- (2) 有機農業研修等受講支援事業(別記2)

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、別に指定する期日までに交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書(様式第2号)又はこれに代わる書類
- (3) 見積書
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 交付決定後、事業の内容、期間等を変更するときは、変更交付申請書（様式第3号）を町長に申請しなければならない。

（補助金の決定及び通知）

第5条 町長は、申請書が提出されたときは、申請書及び添付書類の適正若しくは、不備等を確認する。

2 町長は、補助金の交付決定をしたときは、交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとし、補助金の交付決定をしなかったときは、非該当通知書（様式第5号）により、申請者に通知する。

（実績報告）

第6条 補助金の交付決定を受けた者は、事業が完了した日の翌日から起算して30日を経過する日（事業が完了している場合は、交付決定通知受領後30日を経過した日）又は交付決定のあった日の属する年度の3月5日までのいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添付して実績報告書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（1）事業実施報告書

（2）収支決算書（様式第7号）又はこれに代わる書類

（3）領収書

（4）その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第7条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助対象事業の成果が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（様式第8号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を通知された者は、速やかに、請求書（様式第9号）を町長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第9条 町長は、前条の規定による補助金交付請求書が提出されたときは、速やかに補助金を申請者へ交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第10条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）申請者が偽り或其他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（2）申請者が第8条の請求を行わないとき。

(3) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、有機農業推進事業補助金取消通知書兼返還命令書（様式第 10 号）により通知し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金を返還させるものとする。ただし、町長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

3 前項の規定により返還命令を受けた者は、命令を受けた日から 60 日以内に補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表

事業名及び事業内容	補助率
有機 JAS 認証取得支援事業（別記 1） ・有機農産物の生産及び有機 JAS 認証に取り組む者に対し、認証の取得を支援する	予算の範囲内 定額 1 人当たり 30 万円以内
有機農業研修等受講支援事業（別記 2） ・有機農業の知識や技術の習得のため、研修会やオンラインスクールの受講を支援する	予算の範囲内 定額 1 人当たり 50 万円以内

様式第 1 号

年 月 日

南知多町長 様

(申請者) 住 所
団 体 名
代表者名

有機農業推進事業補助金交付申請書

南知多町有機農業推進事業補助金交付要綱第 4 条の規定により、関係書類
を添えて申請します。

記

1 事業名

2 補助金申請額 _____ 円

3 事業の期間

4 添付書類

- (1) 事業計画書 (様式第 1 - 号)
- (2) 収支予算書 (様式第 2 号)
- (3) 見積書
- (4) その他町長が必要と認める書類

様式第2号

有機農業推進事業補助金収支予算書

1 収入の部

区 分	予算額	前年度予算額	比較	備考
	円	円	円	
計				

2 支出の部

区 分	予算額	前年度予算額	比較	備考
	円	円	円	
計				

- ※ 1 収入の部は自己負担金も含めて記入すること。
- 2 支出の部の区分欄には、受講料、認証審査費、調査費等を記入すること。
- 3 計欄は事業費総額の金額とする。

様式第3号

年 月 日

南知多町長 様

(申請者) 住 所
団 体 名
代表者名

有機農業推進事業補助金変更交付申請書

年 月 日付けで交付決定のあった有機農業推進事業補助金について、下記のとおり変更したいので南知多町有機農業推進事業補助金交付要綱第4条第2項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更する内容

3 補助金申請額

当初決定額	円	変更申請額	円
変更申請額－当初決定額			円

4 添付書類

- (1) 金額の根拠資料
- (2) その他町長が必要と認める書類

様式第 4 号

番 号
年 月 日

(申請者) 住 所
団 体 名
代表者名 様

南知多町長
(公 印 省 略)

有機農業推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった有機農業推進事業補助金について、南知多町有機農業推進事業補助金交付要綱第 5 条第 2 項の規定に基づき下記のとおり交付決定したので通知します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 補助金額 円
- 3 交付の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 補助金は、申請の目的以外に使用してはならない。
 - (2) 補助事業者に要する予算を変更し、又は補助事業の内容を変更しようとするときは、町長の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、町長の承認を受けなければならない。
 - (4) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、遅滞なく町長に報告してその指示を受けなければならない。
 - (5) 事業完了後 30 日以内または当該年度の 3 月 5 日のいずれか早い時期に事業実績報告書を町長に提出しなければならない。
- 4 補助条件に違反したとき、又は不正行為がなされたとき、その他町長が補助を不相当と認めたときには、補助の取消し若しくは補助決定額を減額し、既に交付されたものについては、返還を命ずることがある。

様式第 5 号

番 号
年 月 日

(申請者) 住 所
団 体 名
代表者名

様

南知多町長

(公 印 省 略)

有機農業推進事業補助金非該当通知書

年 月 日付けで申請のあった有機農業推進事業補助金については、
該当しませんでしたので通知します。

記

1 事業の名称

2 非該当理由：

様式第 6 号

年 月 日

南知多町長 様

(申請者) 住 所
団 体 名
代表者名

有機農業推進事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった事業について、下記のとおり実施したので、南知多町有機農業推進事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 事業名

2 事業の期間

添付書類

- 1 事業実施報告書 (様式第 6 - 号)
- 2 収支決算書 (様式第 7 号)
- 4 領収書
- 3 その他町長が必要と認める書類

様式第 7 号

有機農業推進事業補助金収支決算書

1 収入の部

区 分	決算額	前年度決算額	比較	備考
	円	円	円	
計				

2 支出の部

区 分	決算額	前年度決算額	比較	備考
	円	円	円	
計				

- ※ 1 収入の部は自己負担金も含めて記入すること。
- 2 支出の部の区分欄には、受講料、認証審査費、調査費等を記入すること。
- 3 計欄は事業費総額の金額とする。

様式第 8 号

番 号
年 月 日

(申請者) 住 所
団 体 名
代表者名 様

南知多町長
(公 印 省 略)

有機農業推進事業補助金確定通知書

年 月 日付けの 年度有機農業推進事業補助金実績報告については、交付決定の内容及びその条件に適合していますので、下記のとおり額を確定します。

なお、別紙請求書（様式第 9 号）を提出してください。

記

1 事業の名称

2 補助金確定額
金 円

様式第9号

請 求 書

金	円
---	---

ただし、有機農業推進事業補助金（ ）として

上記の金額をお渡しください。

年 月 日

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

南知多町長

様

金融機関名			本店・支店名	
預金種別		口座番号		
フリガナ				
口座名義				

様式第 10 号

番 号
年 月 日

(申請者) 住 所
団 体 名
代表者名

様

南知多町長

(公 印 省 略)

有機農業推進事業補助金取消通知書兼返還請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を行いました有機農業推進事業補助金について、南知多町有機農業推進事業補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により通知します。

記

1 事業名

2 交付決定を取り消す補助金額 金 円

3 取消の理由

4 返還請求額 金 円

5 返還期限

年 月 日

(別記 1)

有機 JAS 認証取得支援事業

(事業の内容)

第 1 持続可能な農業の在り方の 1 つとして有機農業を推進するため、有機農産物の生産及び有機 JAS 認証の取得に取り組む者に対し、有機 JAS 認証取得に係る経費を助成する。ただし、町外の経営地は対象としない。

(補助対象者)

第 2 補助の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 出荷及び販売を目的として町内で農産物を生産する者及び団体
- (2) 新規に有機 JAS 認証を取得、又は継続して有機 JAS 認証を取得する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でない者
- (4) 町民税を滞納していない者
- (5) 事業成果・効果の検証等、町の調査に協力できる者

(補助対象経費)

第 3 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、有機 JAS 認証取得に向け、当該年度の別に指定する日から 2 月末日までに要した次の各号に掲げる経費（消費税及び地方消費税相当額は除く。）とする。

- (1) 新規に有機 JAS 認証を取得するために必要な有機 JAS 講習会の受講料
- (2) 登録認証機関が実施する有機 JAS 認証審査及び調査に要した費用（振込手数料、郵送料、申請書式集代、登録認証機関年会費及び認証シール発行に係る費用を除く。）

(補助金額)

第 4 補助金の額は、定額とし、補助金の上限額は年間 30 万円とする。ただし、

1, 000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 他の補助金を受けて実施する事業の場合には、その補助金額を減じた額を補助対象経費とする。

事業計画書

1 有機 JAS 認証を取得する農地

所在地	面積 (㎡)	栽培作目	新規・更新の別
計			

2 事業の内容及び費用

- ☐ 有機 JAS 講習会 (新規のみ) 円
☐ 登録認証機関の審査費 円
☐ 検査員の交通費 (調査費) 円

3 有機 JAS 認証の取得 (見込) 時期

年 月 日

事業実施報告書

1 有機 JAS 認証を取得した農地

所在地	面積（㎡）	栽培作目	収穫量
計			

2 事業の内容及び費用

- ☐ 有機 JAS 講習会（新規のみ） 円
☐ 登録認証機関の審査費 円
☐ 検査員の交通費（調査費） 円

3 有機 JAS 認証の取得日

年 月 日

(別記 2)

有機農業研修等受講支援事業

(事業の内容)

第 1 有機農業に取り組む農業者のスキルアップや有機農業への転換等のために技術や知識を習得するために受講する研修会やオンラインスクールの受講料を助成する。

(補助対象者)

第 2 補助の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 出荷及び販売を目的として町内で農産物を生産する者及び団体の構成員
- (2) 町内で有機農業に取り組む者、若しくは有機農業への転換等を検討のため有機農業の知識や技能の習得を目指す者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でない者
- (4) 町民税を滞納していない者
- (5) 事業成果・効果の検証等、町の調査に協力できる者

(補助対象経費)

第 3 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、当該年度の別に指定する日から 2 月末日までに受講した次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 有機農業の知識や技術習得のための研修会参加費(有機 JAS 認証を取得する前に受講する有機 JAS 講習会の受講料及び視察研修費を除く)
- (2) 有機農業の知識や技術習得のためのオンラインスクール受講料(受講期間は 1 年以内とし、振込手数料、郵送料、通信費、交通費等を除く。)

(交付の要件)

第 4 補助対象者等は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 助成を受けようとする研修の受講を修了していること。
- (2) 受講費用について、同種の助成金を受けていないこと。

(補助金額)

第 5 補助金の額は、定額とし、申請者 1 人当たり 50 万円を限度とする。ただし、1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

事業計画書

1 受講する研修名

研修機関

所在地

機関名

2 研修期間

年 月 日から

年 月 日まで

3 研修費

円

事業実施報告書

1 受講した研修名

研修機関

所在地 _____

機関名 _____

2 研修期間

年 月 日から

年 月 日まで

3 研修費

_____ 円